

横須賀石炭火力発電所訴訟の 概要とこれまでの経過

2021年2月5日

弁護士 久保田 明人

- 経済産業大臣の2018年11月30日付通知の取消
「横須賀火力発電所新1・2号機建設計画に係る環境影響評価書の変更を要しない」という通知（確定通知）
→ 取り消しを求める訴訟（行政訴訟）

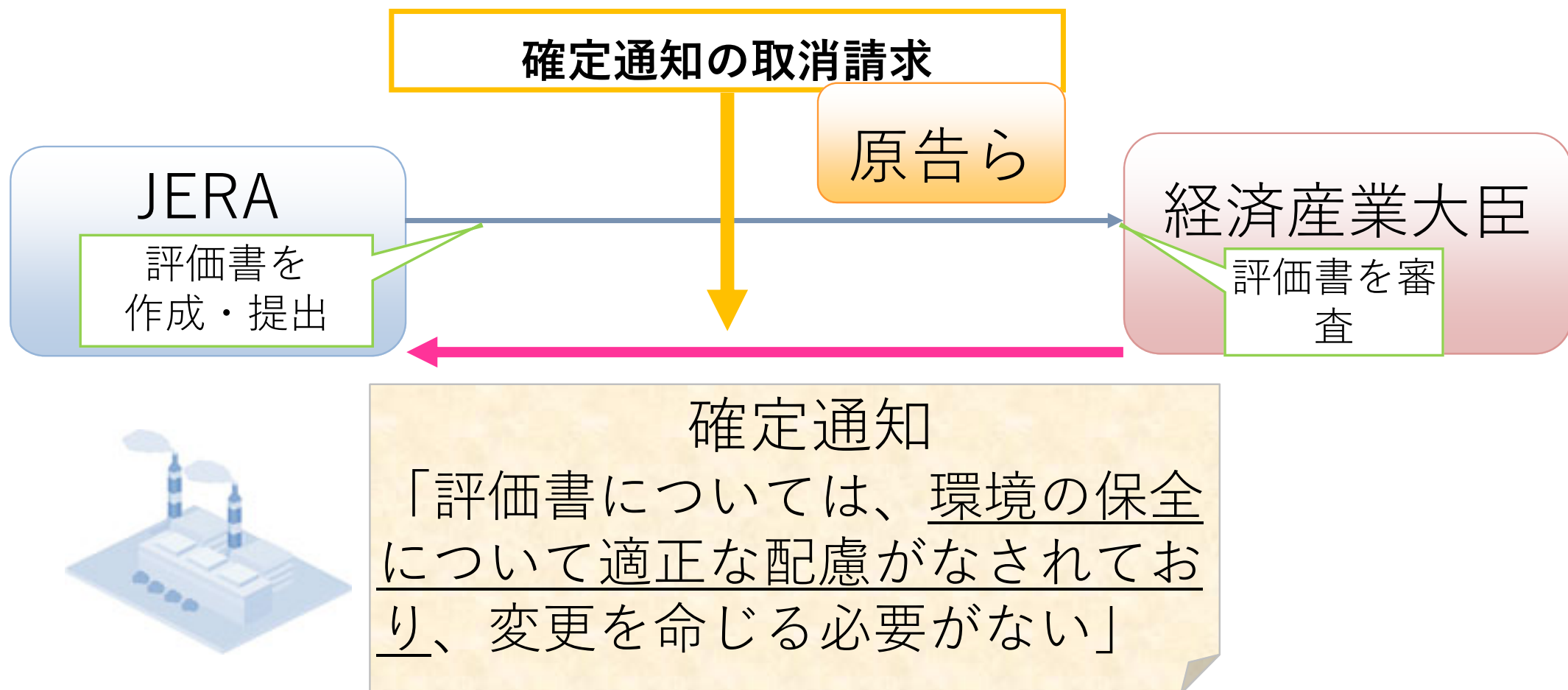
- 原告

- 現在計画中の横須賀石炭火力発電所新1・2号機の近隣住民や東京湾岸周辺の住民など48名

- 被告

- 国

環境アセス・評価書確定通知の取消し



「環境の保全について適正な配慮」をしていない

瑕疵事由 1 ～環境アセスの違法な簡略化

旧発電所は既に廃止・廃止状態であったものであって、新設発電所は、環境アセスの簡略化が許されるケースではないにもかかわらず、環境アセスを簡略化して手続を進めた20年以上前の過去の排出量を「現状」として、本件新設発電所のアセスメントで、「簡略化・期間短縮合理化アセス」を適用し、アセスメント手続きを終え、経済産業大臣は変更を命じなかった

瑕疵事由 2 ～温室効果ガス対策に係る検討の誤り

新設発電所のCO₂排出削減対策内容とその評価の誤り、燃料種の検討の欠如
= 環境アセスにおいてCO₂の排出量が少ない発電方法（代替案）について検討していない

瑕疵事由 3 ～大気汚染に係る検討の不十分さ

瑕疵事由 4 ～温排水に係る検討の不十分さ

2019/5/27	訴状提出	
9/19	原告準備書面 1	～簡略化の瑕疵、温室効果ガス対策検討の瑕疵
10/2	答弁書	～処分性、原告適格
10/2	第 1 回期日	
11/1	原告準備書面 2	～処分性、原告適格
12/23	第 2 回期日	
2020/3/13	原告準備書面 3	～原告適格
3/23	被告準備書面 1	～処分性、原告適格
3/23	第 3 回期日	
4/27	原告準備書面 4	～処分性、原告適格
6/3	原告準備書面 5	～処分性、原告適格
6/26	第 4 回期日	

第五回期日(10月14日)の概要

主張のやり取り

原告 準備書面6 (1) ~ (3) を提出

今回の環境アセスは、(1) 温暖化の影響を考慮していない
(2) 水産資源への影響を考慮していない
(3) 燃料種の比較検討をしていない

→入り口論から進めて、「『確定通知』が違法であること」の本論について具体的に主張

被告(国) 準備書面を提出

- ・「確定通知」は審理の対象にならない(処分性がない)
- ・原告になっている人は、訴訟の当事者としての適格がない(原告適格がない)

→いまだに、入り口論の主張のみ

第五回期日(10月14日)の概要

今後の進行について

裁判長：「事案の性質上、本案の審理をするのが相当」

被告に対して

次回までに、可能な限り、原告の実体に関する主張についての反論をするように（少なくとも、事実の認否は次回までに。）

遅くとも、次次回までに、すべての原告の実体に関する主張についての反論をするように。

202010/14 第5回期日

原告準備書面6 ～温暖化による全体的な被害、漁業被害、
燃料種の検討不備

2021/1/22 第6回期日

原告準備書面7 ～原告適格に関する補充主張

原告準備書面8 ～簡略化アセスに関する違法事由

原告準備書面9 ～菅首相のカーボンニュートラル宣言

被告準備書面3 ～訴状に対する認否

被告準備書面4 ～日本の温暖化対策について

通知が適法であることについては、「追って主張する」

被告準備書面5 ～原告に関する認否

5/17 第7期日（予定）

9/3 第8期日（予定）